

平成25年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成25年2月26日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第 3号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 4号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 5号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 6号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 7号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 8号 平成25年度永平寺町一般会計予算について
- 第 9 議案第 9号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第10 議案第10号 平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第11 議案第11号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第12 議案第12号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第13 議案第13号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第14 議案第14号 平成25年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第15 議案第15号 永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第16 議案第16号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 第17 議案第17号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第18 議案第18号 永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 第19 議案第19号 永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定について
- 第20 議案第20号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第21号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第22 請願第1号 「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書」提出に関する請願書について
- 第23 陳情第1号 TPP交渉参加への断固阻止に関する要請

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 小 畑 傳 君
- 2番 滝 波 登喜男 君
- 3番 金 元 直 栄 君
- 4番 齋 藤 則 男 君
- 5番 長 岡 千恵子 君
- 6番 原 田 武 紀 君
- 7番 川 治 孝 行 君
- 8番 川 崎 直 文 君
- 9番 多 田 憲 治 君
- 10番 上 坂 久 則 君
- 11番 長谷川 治 人 君
- 13番 松 川 正 樹 君
- 14番 渡 邊 善 春 君
- 15番 河 合 永 充 君

- 16番 上田 誠 君
 17番 酒井 要 君
 18番 伊藤 博夫 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
消防	長	中村勘太郎君
代表監査委員		小山和男君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部顕浩君
建設課	長	山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	参事	山口真君
会計課	長	加藤茂森君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
税務課	長	山田和郎君
商工観光課	長	酒井圭治君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	中村耕夫君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	南 部 辰 夫 君
書	山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月21日、町長より平成25年第3回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご参集いただきまして、またご健勝にて一堂に会しまして、ここに本議会が開会できますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、合併してはや8年を迎えまして、まことに喜ばしい限りであります。今後の行政におかれましては、永平寺町としての一体感の醸成がより一層図られますよう、また町民の皆様方の幸せのため、より一層のご努力をお願いするものでございます。

議会といたしましても議会活動を広く町民の皆様方に知っていただくと同時に、皆様方のご意見を的確に把握し、議会は住民のものと認識していただけるよう、今後も議会改革に取り組みたいと考えております。

私ども議会は、開かれた議会、行動する議会、提案する議会で協議し、希望と誇りの持てる魅力ある永平寺町を築くために、議会の果たす役割や責任について十分認識し進化して、さらなる努力をしてまいる所存でございます。どうか皆様方の深いご理解と温かいご支援を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

なお、本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。この写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成25年第3回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、16番、上田君、17

番、酒井君を指名いたします。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月26日より3月19日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） よって、本定例会の会期は、本日、2月26日より3月19日までの22日間と決定いたしました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 平成25年第3回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し上げますとともに、町政の課題、今回ご提案いたします議案等の概要をご説明いたします。

第3回定例会のご案内をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

ことしの冬は例年になく雪が少ないと安心しておりましたが、雪の降る日が続いており、3月を間近に控え春の足音が聞こえ始めたきょうこのごろであります。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、昨年12月に行われた衆議院選挙での政権交代を経て発足した第2次安倍内閣による予算編成が本格化しております。政府は、1月11日に日本経済再生に向けた緊急経済対策を閣議決定し、その政策を実行するための総額1兆3千105億4千万円の補正予算が衆議院で可決され、現在、参議院での審議が進められております。

緊急経済対策では、大胆な金融政策、機動的な税制改革、民間投資を喚起する成長戦略という3本の矢で円高、デフレから脱却し、雇用や所得の拡大を目指しております。具体的な施策として掲げた重点分野は、復興・防災対策、民間投資の喚起や中小企業対策、暮らしの安心や地域活性化の3つであり、復興・防災では、震災からの復興を加速させ事前防災と減災を進め、昨年12月に中央自動車道で発生したトンネル事故を踏まえ、老朽化したトンネル、橋梁や河川、道

路などの総点検と補修などが盛り込まれております。また、住宅、学校等の耐震改修や中小企業、農林業対策、省エネと再生エネルギーの促進、地域活性化などに積極的に取り組むこととしております。

本町におきましても、今回の緊急経済対策で特別に措置された地域の元気臨時交付金を活用した事業に取り組むこととしております。

国の新年度予算案は、政権交代の影響で編成作業がおくっておりますが、去る1月29日、一般会計総額を92兆6,100億円とすることが閣議決定され、近く国会提出されることとなっております。

前政権が始めた農家に対する戸別所得補償制度は大幅な変更はなく、「経営所得安定対策」に名称が変わり、地方への一括交付金は廃止が決まり、各省庁が所管する交付金などに移行することとなっておりますが、地方の主体的、積極的な取り組みを支えるための十分な地方財源を確保するよう強く願っているところであります。

また、地方公務員給与の取り扱いについて、国と地方が一丸となって行政改革を進められる姿勢を示すため、国家公務員の給与減額措置に準じた措置を講ずるよう強く求められております。地方においては、これまで職員の定数削減など国以上に改革に取り組んできており、人件費削減を前提とした地方交付税の減額はぜひとも避けていただきたいと考えております。

それでは初めに、町政推進の基本的な考え方や現在の重要課題、取り組み等について申し上げます。

永平寺町は、合併いたしまして8年目を迎えました。これまで、どの地域もよくなり質の高いサービスを受けていただくことができるよう、また3つの地域の特色を生かした均衡ある発展と全ての町民が幸せを実感できるまちづくりに取り組んでまいりました。

中部縦貫自動車道の整備を初めとする道路網の整備、町の基幹産業である農業の振興と商工業の活性化に全力で取り組んできたところであります。

また、特に地域の宝である子どもたちが健やかに成長することができるよう、個性と能力を伸ばす教育力の向上と教育環境の整備、若い世代が安心して産み育てることができる子育て家庭や未来の子ども応援の充実、高齢者や障がいを持つ方々が元気で活躍できるよう地域が主体となり取り組む元気づくりへの支援、誘客を目指した観光振興、地域防災無線整備と自主防災組織による消防防災力の強化、定住の促進、地域の独自性のある環境政策を推進してきたところであります。

新年度におきましては、さらにこれらの施策を充実させ、住みやすさを実感できる、暮らしの質を高める幸福度の高い本町の魅力を増すためのさまざまな事業に取り組むこととしております。

それでは、これら主要政策のテーマごとに主な取り組みを申し上げたいと思います。

まず、道路網の整備について申し上げます。

中部縦貫自動車道の建設は、真に必要な道路として、福井県にとっても永平寺にとりましても最も重要なプロジェクトであります。長野県松本市と福井市を結ぶ約160キロメートルの高規格幹線道路で、中央自動車道、東海北陸自動車道、北陸自動車道を相互に連絡して広域交通の円滑化を図ることを目的に整備が進められております。特に福井県内の永平寺大野道路は、大野市と福井市をつなぐ26.4キロメートルの自動車専用道路であり、災害時における安定した交通の確保、文化、歴史、地域資源を生かした観光の振興、地域の活性化、高度医療施設へのアクセス向上が図られることとなります。

これまで非常に長い年月を費やして、国、県、町とが一体となって地権者の皆様との協議を重ねてまいりましたが、このたび、事業用用地につきまして誠心誠意交渉を行い、轟地区に関する地権者のご理解を得ることができ、全線開通に向けた建設促進が大きく前進することとなりました。改めて地権者の皆様方のご理解とご協力に心から感謝を申し上げます。平成28年度開通に向けて全力で取り組んでまいります。

県道栃神谷鳴鹿森田線の上志比牧福島地区から永平寺谷口地区までの5.4キロメートルは、生活道路を確保するための機能補償道路として整備を進めてまいりました。3町村が合併する前からの重要課題であり、特に上志比地区の皆さんにとっては、人口減少への歯どめと福井市への通勤時間の短縮、交通渋滞緩和、地域間連携の強化など、さまざまな面からも待ち望まれていた事業でありました。今、最終的な工事が進められておりますが、新年度の早い時期に完成、開通を目指しているところであります。

道の駅整備事業について申し上げます。

道路利用者への休憩サービスの提供、観光案内や特産品販売の拠点として個性豊かなにぎわいを創出する道の駅整備事業が県において採択され、昨日発表されました。計画づくりなど、県とともに整備を進めたいと考えております。

次に、農業の振興と商工業の活性化について申し上げます。

農業基盤を確立し、農業振興と優良な農地の保全のため農業振興地域を指定しておりますが、その整備計画は合併以前に策定されたもので、新年度においてこれを統合したいと考えております。基礎調査に基づいた今後10年間の農地の保全と高度利用、都市計画マスタープランとの整合性を図るなど、地域指定の見直しを行い、新たな農業振興地域整備計画を策定いたします。

農業者が高齢化などにより離農または経営転換し、地域の中心経営体への農地集積を加速させるため、農地集積協力金を交付することとしております。

また、食育と地産地消を推進し、町の振興作物をさらに普及させるため、料理コンテストを開催いたします。優秀な作品は学校給食などに取り入れるほか、町内外に広めていきたいと考えております。

本町の魅力やブランド力を向上させ、全国に向けて商工業製品の販路を拡大するために、商工会が実施する東京ビジネス・サミット出展事業を支援いたします。これは、魅力ある商品の発掘、セミナーの開催、商談会への出展、取引開始調整などに係る経費の一部を助成するものであります。

また、町内の商業者が商業の活性化を図ることを目的に、みずからの工夫やアイデアをもとに集客や消費拡大につながるイベント開催に対して、その経費の一部を支援することとしております。

個性と能力を伸ばす教育力の向上政策について申し上げます。

町の将来を担う子どもたちが安全な環境で学び、たくましく成長することができるよう、小中学校の耐震化に取り組んでまいりました。これまで8つの小中学校で19棟の校舎、体育館の補強工事を実施してきましたが、本年度1月補正予算で4つの小中学校で4棟の校舎等の耐震補強工事業費を予算計上し、新年度に繰り越して実施することとしております。町内の小中学校で耐震補強工事を必要とする校舎等は全部で23棟ありましたが、平成25年度で耐震化が全て完了することになります。

本年度から中学校の体育の授業で武道が必須科目となり、本町の3校では柔道に取り組んでおります。松岡中学校には武道場がなく、体育館にマットを敷いて授業を行っている状況にあります。一方で、部活動では男女の剣道部もあり、今の体育館では十分なスポーツ活動に支障を来しております。また、平成30年に開催される2巡目の福井国体では、少年女子のバスケットボール競技会場として決定されております。昨年10月に実施された中央競技団体による正規視察においては練習会場について配慮を求められており、財政支援、建設の時期等も十分

考慮した結果、新年度において松岡中学校第2体育館（武道場）建設のための測量、地質調査、実施設計を行うことといたしました。

永平寺中学校では、老朽化したプールを解体し、松岡小学校においては、体育館の新築に伴い、建築基準法の規定により一部改築が必要となったため、受電設備の入れかえと窓ガラスの取りかえ工事を行い、上志比小学校では、トイレ改修のための実施設計を行います。

子どもたちの豊かな人間性と社会性、健全で丈夫な身体を育むため、学校給食の持つ役割は非常に大きいものがあります。新年度から、若い世代の教育に係る負担を軽減するため学校給食無償化事業に取り組むことといたしました。県内の市町では初めての取り組みとなりますが、教育の面からも、子育て支援、定住の促進にもつながるものと期待しているところであります。

町内7つの小学校では、文化、芸術、スポーツなど、さまざまな活動を通して交流を深めておりますが、さらに学校間の交流を活発にするとともに、集団活動の重要性を認識し、児童数の多寡を超えた活動とするため、新たにみんなの学校さわやか交流事業に取り組めます。

次に、子育て家庭や未来の子ども応援の充実について申し上げます。

本町の子育て支援の取り組みは県内でも注目されており、特に、県内で一番安い保育料、中学校3年生までの医療費の無料化、またインフルエンザを初めとする各種ワクチン接種の無料化、子育て応援の日の設定など、他の市町に先駆けて取り組んでまいりました。子育て支援が効果を上げるには、景気や政治情勢に左右されない息の長い取り組みが必要であります。少子化が進む中であって、いかに若年層を減らさずに町の活力として育てるかを考えながら、これまで以上に子育てしやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

新年度には、全ての幼稚園に緊急地震速報装置と災害時に持ち運べるポータブルテレビを整備いたします。また、屋上やトイレなど整備が必要な園舎につきましては、計画的に改修工事を行ってまいります。

次に、地域が主体となり取り組む元気づくりへの支援について申し上げます。

高齢者が元気で安心して日常生活を送ることができるようさまざまな事業を展開しておりますが、全ての町民がともに支え合い、助け合うという意識を醸成し、その仕組みやネットワーク、行政、事業者、町民の役割や取り組みについて定める地域福祉計画を策定いたします。

また、身体に障がいを持つ児童や知的障がいがある児童が、その障がいを除去、

軽減するために必要な手術や治療を支援する自立支援育成医療給付事業を実施いたします。これまで、低体重児、未熟児の届け出、指導等については都道府県の事務として進められてきましたが、法律の改正により市町村に移譲されることとなり、養育のための入院治療を必要とする1歳に満たない未熟児の医療費の給付を町が実施いたします。

また、建設を進めている健康福祉施設永平寺温泉「禅の里」の開業に当たり、現在、社会福祉協議会へ委託している永寿苑の送迎バスを拡充することとしております。運営事業者のバスの送迎にあわせ、永平寺、松岡両地区からの利用者の利便が図られるものと考えております。この健康福祉施設の整備につきましては、新たな契約を締結し施設の建設工事を進めておりますが、開業を待ち望んでいる町民の皆様のために一日も早い完成に向けて力を尽くしてまいります。

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の安否確認と栄養バランスのとれた食事を提供するため配食サービス事業を実施しておりますが、永平寺地区、松岡地区の実施回数を週2回に拡充いたします。今後もバランスのとれた配食サービスの実施に努めてまいります。

誘客を目指した観光の振興について申し上げます。

大本山永平寺を初め、吉峰寺、松岡古墳群、九頭竜川流域など、本町は多くの観光資源に恵まれておりますが、全国的に観光客は減少傾向にあります。永平寺町の基幹産業とも言うべき観光の振興は、今、最も大きな課題であります。これまで、永平寺門前の整備や永平寺線跡地の遊歩道整備、永平寺口駅周辺整備など、観光客の増加を図るため、さまざまな事業を展開しているところであります。

北陸新幹線金沢開業、中部縦貫自動車道と舞鶴若狭自動車道全線開通に向けて、地域の歴史、文化、自然、産業などを生かした観光地づくりを推進し、観光地の魅力アップ、観光地づくりのスピードアップが求められております。

福井県では、新高速交通ネットワーク活用・対策プランに位置づけられている本町を初めとする地域を指定して観光まちなみ魅力アップ事業を展開することとしております。本町においては、大本山永平寺を中心とした観光客入り込み数の増加を図り、にぎわいを創出するため、この事業を積極的に活用したいと考えております。新年度は、専門家や観光関係者で構成する観光まちづくり推進会議を設置して、観光地の魅力を高める観光まちづくり計画を策定したいと考えております。

また、松岡藩の歴史、伝統、そして文化を生かし、織物会館と周辺整備を進め

地域の活性化につなげるため、ふるさと創造プロジェクト事業の推進のため協議会を立ち上げます。首都圏主要駅構内での観光PR、観光情報誌へのPR広告などに取り組み、魅力ある観光資源を町内外に広く発信し、誘客につなげていきたいと考えております。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

過去の災害や大きな事故を教訓としながら安全や防災に関するさまざまな体制を見直し、住民生活の安全確保に全力で取り組む必要があります。

現在、地域防災計画の見直しを進めております。これまでの一般的な災害と地震災害への対応を中心とした計画から、風水害、地震、雪害、大規模事故、原子力災害などさまざまな災害への対策を定める計画としており、避難場所の再確認、公共施設や小中学校の安全性の確保、災害時における備蓄品の配備、地域の実態に応じた訓練の実施、自主防災組織の強化など、防災力をこれまで以上に高めていきたいと考えております。

本年度から4カ年計画で町内全域の防災行政無線の整備を進めておりますが、新年度は、松岡地区における屋外拡声子局の整備を初め、Jアラート自動起動装置と情報自動配信装置を整備することとしております。

また、消防救急体制を強化するため消防庁舎の統合を進めておりますが、新年度においては、開発センターの耐震補強工事の実施設計と消防新庁舎の実施設計、消防救急デジタル無線、高機能指令センターの調査設計を行うこととしております。

その他の公共施設の耐震化についても順次計画的に進めてまいります。本庁舎は、新年度から2カ年計画で耐震補強工事と空調設備やエレベーター設置工事を進めることとしております。永平寺支所と開発センターは耐震補強工事の実施設計を行うこととしております。

次に、若い世代が住みたくなる定住の促進について申し上げます。

これまで、宅地開発や町有地の売却による優良宅地の提供、若者定住促進支援制度の創設など、他の市町に先駆けた定住促進に向けた事業に取り組んでまいりました。

教育力の向上、子育て支援、健康づくりは県内でもすぐれた取り組みとして評価されておりますが、さらにこれらの魅力的な政策を町内外に発信していくため、2つのテレビ放送局を活用して町のPRコマーシャルを放送したいと考えております。

現在、町のホームページは構築以来7年が経過し、更新の時期に来ております。システムの最適化と他のシステムとの情報連絡を図り、若者を中心とした利用者の検索を増加させ、これまで以上に情報化の推進に努めてまいります。

次に、地域の独自性のある環境政策について申し上げます。

現在、地球温暖化への対策と循環型社会構築の一環として、新エネルギーの開発と利用、省エネの取り組みが並行して進められております。本町でも、町の木であるアブラギリの活用について研究しておりますが、このたび、ろうそくの製作に成功いたしました。先日、大本山永平寺の冬の燈籠まつりにも、このろうそくが点灯され、闇夜を照らす光の道となり、多くの参拝客から共感を得たところであります。今後は、製品化に向けてさらに研究を重ねてまいりたいと考えております。

平成20年に策定した環境基本計画は10年の計画期間の中間年に当たり、これまでの環境政策を点検するとともに、社会情勢等の変化に対応し新たな環境政策の方向性を示す必要があるため、見直しを図ることとしております。また、省エネルギーを進めるため、通学路の防犯灯のLED化は引き続き実施していくこととしております。

これからも、町民や事業者の皆様とともに環境について考え、自覚と責任を持って永平寺町独自の環境政策に取り組み、この町の豊かな環境を次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

このほか、中部縦貫自動車道の整備に伴う上下水道の配水管と汚水管の布設がえ、宮重、湯谷地区の上水道加入に伴う配水池の建設工事、また、電子入札システムと総合地理情報システムを新たに導入することとしております。

それではここで、今回ご提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

この補正予算は、国の緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今年度限りの特別の措置として創設された地域の元気臨時交付金を活用した事業に取り組むものを中心に編成したところであり、平成25年度に予定しておりました事業を前倒しして実施するものであります。この交付金は、通常2分の1の国庫補助のところ、財政力に応じて7割から9割の範囲で交付され、翌年度の特定財源としても活用できる非常に有利な交付金であります。

農林水産業費において、震災対策農業水利対策事業と農山漁村活性化対策整備事業、林道点検診断事業を実施いたします。

土木費におきましては、道路及び橋梁建設改良工事、トンネル点検、町営住宅改修工事を実施いたします。

教育費では、小学校4校に太陽光発電施設を整備することとしております。

その他、選挙費、介護給付費、有害鳥獣対策費、除雪費など、各事業の確定に伴う補正及び年度内に措置が必要な経費等について補正を行うものであります。

また、永平寺口駅周辺整備事業、小中学校の耐震補強工事、先ほど申し上げました地域の元気臨時交付金を活用した事業等の12の事業につきまして、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをさせていただくこととしております。

なお、町税や国庫支出金、県支出金、繰越金等を調整し、発行予定の地方債の額を減額するなど歳入予算を精査した結果、本年度も財政調整基金を取り崩すことなく、財政調整基金の総額は22億7,900万円余を確保できることとなりました。

その他、国民健康保険事業を初めとする特別会計の補正予算につきましては、不足が見込まれる医療費の増額や居宅介護サービス給付費の増額など、本年度内の事業実施に必要な経費の増額を行うものであります。

その結果、3月補正予算の規模は、一般会計が3億4,418万7,000円の増額、特別会計が8,037万6,000円の増額となった次第であります。

それでは次に、平成25年度当初予算について新規事業や主要事業を中心に説明申し上げます。

最近の経済情勢につきましては、国は、先月23日に発表した月例経済報告において、景気の基調判断は「弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しもみられる」として、昨年5月以来8カ月ぶりに上方修正いたしました。自動車の生産が持ち直し輸出環境が改善されるなど、経済対策の効果を背景に景気回復へ向かうことが期待されております。こうした情勢に的確に対応し、町域の均衡ある発展と住民サービスの向上につながる事業を展開していくために、さきに述べた主要政策のテーマごとの取り組みが確実に推進できるよう予算の編成に当たったところであります。

そして、平成25年度予算を「元気・活力 未来につなぐ暮らし向上予算」といたしました。

それでは、歳出予算から申し上げます。

まず、総務費におきましては、ふるさと創造プロジェクト実施計画の策定や町のPRコマーシャルの放映に新たに取り組むほか、永平寺線跡地遊歩道整備と永

平寺口駅周辺整備事業は計画の最終年度として仕上げとなる整備を進めます。

また、小中学校の通学路を明るく安全にするため、LED照明による防犯灯の整備を引き続き実施いたします。

本庁舎の耐震補強計画及び実施設計に基づき、耐震補強工事と関連工事を行うとともに、永平寺支所と開発センターの耐震補強工事の実施設計を行います。

昨年からの防災行政無線の整備に取り組んでおりますが、新年度は、松岡地区に屋外拡声子局11局とJアラート自動起動装置及び情報自動配信装置を整備いたします。

これまで自主防災組織の強化を図るため、災害用テントやハンドマイク、テント用マット等の配備をしまいましたが、新年度は折り畳み式の担架を各地区に配備いたします。災害時における救護活動に十分活用していただけるものと考えております。

また、自主防災組織は町内90の全ての地域で立ち上げていただきましたが、それぞれの組織の連携を深めるとともに、さらに広域的な活動や訓練等を実施していただくため、自主防災組織連絡協議会を町内8地区で設立いたしました。新年度には、この連絡協議会の活動や資機材等の整備に対して支援をすることとしております。

現在、町では2万2,955人の戸籍を管理しておりますが、広範囲にわたる大規模災害等で戸籍データの正本と副本が同時に滅失することを防ぐため、戸籍副本データ管理システムを構築いたします。

選挙費では、今夏の参議院議員選挙費と来春の町長選挙費を計上しております。

次に、民生費について申し上げます。

新しい時代において私たちが目指すべき社会は、高齢者や障がいを持つ人たちが社会の対等な構成員として人権が尊重され、社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任も分担する共生社会であります。このような社会の実現を図るために、行政だけでなく地域全ての人々がそれぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが必要であり、住民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体として推進していくことが重要であります。

町民がともに支え合い、助け合うという意識を醸成するため、その仕組みやネットワーク、行政、事業者、町民の役割や取り組みの基本的な方向を定める地域福祉計画を策定いたします。また、自立支援育成医療費給付、未熟児養育医療給付を新たに実施するほか、ひとり暮らしの高齢者等に提供している配食サービス

を拡充いたします。

健康福祉施設の整備については、新たな建設工事契約を締結し工事を進めておりますが、一日も早い完成を目指しております。開業に合わせてコミュニティバスの路線見直しや無料送迎バスの運行などの準備を済ませており、利用しやすい施設の完成を目指しているところであります。

地震の発生を迅速に把握し適切な避難と誘導ができるよう、全ての幼稚園、幼稚園に緊急地震速報装置と災害情報収集に必要なポータブルテレビを配備いたします。また、老朽化した幼稚園の屋上等の改修工事も計画的に進めます。

衛生費におきましては、健康づくりの推進にこれまで以上に取り組むこととしております。平成25年度の保健計画「やろっさ 行動目標を実践する」に基づき、それぞれが健康づくりの目標を定め、実行できた場合はポイントカードにシールを張り、そのポイントの点数に応じて景品を提供するものであります。健康づくりの実践をポイント制にすることにより生活習慣病の予防や健康増進の推進につながるものと期待しております。

地域がつくるみんなの健康づくり推進事業、無料のがん検診、インフルエンザ等の予防接種、肺炎球菌ワクチン接種などの助成、妊婦、乳児健康診査も引き続き実施してまいります。

環境対策におきましては、平成20年に策定した環境基本計画を改定し本町の環境保全の方向性を定めるとともに、循環型社会の構築を進めてまいります。住宅用太陽光発電設備導入に対する支援については、これまで以上に普及促進することといたします。

農林水産業費について申し上げます。

現在、合併前の整備計画に基づき農業振興地域を指定し、優良農地の保全に努めております。これらを町全体の整備計画に統合し、基礎調査に基づいた今後10年間の農地保全の方向性を定めるとともに、都市計画プランとの整合性を図ることといたします。

また、農地の集積に対する協力金の支給、林道にかかる橋梁の点検、町の振興作物を使った料理コンテストなどを新たに実施します。有害鳥獣駆除対策、水田農業構造改革補助、農村災害対策などの事業は拡充して進めてまいります。

松岡吉野、光明寺両地区における農山漁村活性化プロジェクト事業も平成25年度が事業計画の最終年度となりますので、事業完了を目指して事業を進めてまいります。

また、県単土地改良事業や県単林道工事、その他の町単独事業についても計画的に進めてまいります。

次に、商工費について申し上げます。

町の活力や地域の活性化につなげるため、商工業の振興を図ることが重要であります。

商工会や商業者が実施する消費拡大とにぎわい創出のための商店・まちなか元氣アップ事業、魅力ある商品の発掘と販路拡大を目的とする東京ビジネス・サミット出展事業に対して支援をすることとしております。

中小企業融資資金や利子補給、勤労者生活安定融資資金などの貸付事業も継続して実施し、チャレンジ企業の支援にも積極的に取り組んでまいります。

観光の誘客を一層高めるため、首都圏主要駅構内での観光映像の放映、観光情報誌への広告掲載、永平寺門前周辺観光まちづくり計画の策定など、新たな取り組みをしたいと考えております。

また、情報化の推進のためには、総合地理情報システムの導入と町のホームページのシステムを更新することとしております。

次に、土木費について申し上げます。

道路の整備についてであります。町では、安心して安全な歩行空間づくりのため歩道橋の整備や路側帯をカラー舗装にするなど、歩行者の安全確保を優先的に進めてまいります。現在、領家橋の下流に新たな歩道橋を設置するため設計を行っておりますが、新年度におきまして、社会資本整備総合交付金事業の採択に向けた手続を進めます。

松岡公園の整備につきましては、これまで、松岡清水区からのアプローチ道路の整備、駐車場整備、南春日山古墳付近ののり面整備工事、福寿園跡地の芝生広場の整備や植栽工事を実施してまいりました。3年目となる新年度は、テラスの造成工事や南北をつなぐアプローチ道路の工事を進めることとしております。

また、集中豪雨等で地盤が緩み発生する崖崩れを未然に防ぐため、危険区域に指定されている松岡薬師地区で急傾斜地崩壊対策工事を実施いたします。

土石流や増水による二次災害を防ぎ、安全な生活環境を守るため、市野々の押谷川で砂防ダムの建設が進められることになっておりますが、その下流域の整備のための調査設計を行います。

吉峰川、高橋川、南熊谷川など水害の発生が予想される河川については、計画的にかさ上げや護岸工事を進めます。

次に、消防費について申し上げます。

消防庁舎の統合につきましては先ほど申し上げましたとおりであります。実施設計や工事費など必要な予算を計上しております。

平成20年4月に消防団の再編を行い、これまで計画的に消防団車庫と消防団車両等の更新を図ってまいりました。新年度におきましては、永平寺中地区の第4分団車庫を新築するとともに、平成2年に導入したポンプ車を更新することとしております。また、特殊災害対応の除染シャワーや火災活動用の呼吸器、消防ホースなどを整備するほか、自主防災組織の強化や連絡協議会ごとの防災訓練、救命救急講習会などに要する経費も拡充しており、消防救急体制の強化を図ってまいります。

最後に、教育費について申し上げます。

永平寺町の子どもたちの学力、体力は県内でトップクラスにあり、引き続き地域ぐるみで健全でたくましい成長を見守っていく必要があります。そのため、豊かな体験活動推進事業、特別支援教育支援員の配置、確かな学力育成支援事業、学校元気創造事業、海外派遣事業、みんなの学校さわやか交流事業など、本町独自の教育を実施してまいります。

また、先ほど申し上げたように、新年度から小中学校の給食費の無償化を実施いたします。これまでさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、子ども医療費の無料化に続き、その効果を活用して県内でも初めてとなる事業を実施いたします。

松岡中学校においては、第2体育館（武道場）建設に向けた測量、地質調査、実施設計を行うほか、全ての小学校に緊急地震速報装置を整備し、松岡小学校では校舎の改修工事、永平寺中学校ではプール解体、上志比小学校ではトイレの改修のための設計を実施いたします。

松岡庭球場敷地内の排水施設にふぐあいが生じておりますので改修することとしております。

町立図書館では蔵書を計画的に整備しておりますが、新年度においても図書購入の充実を図っているところであります。

本庁舎の耐震補強工事及び永平寺温泉「禅の里」の運営管理につきましては、複数年の契約となりますので債務負担行為を設定しております。

以上、新年度予算における主要事業と新たな取り組み等について申し上げます。財源の確保と健全財政の維持に努め、改革を進めていくことを基本とした

ところであります。その結果、51の新規事業と17の事業を拡充して行うこととしており、平成25年度一般会計の当初予算の規模は84億2,590万円となった次第であります。これらに見合う歳入予算につきましては、確実に収入が見込まれる町税19億4,300万円余、地方交付税36億4,000万円、国庫支出金5億4,400万円余、県支出金4億5,300万円余などを計上しております。

その他、国民健康保険事業特別会計を初めとする5つの特別会計予算につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。その結果、特別会計の予算総額は45億7,852万円となり、上水道事業の企業会計は5億5,410万1,000円となった次第であります。

全会計の予算総額は135億5,800万円余となり、前年度と比較すると2億3,500万円余を減額しております。しかし、新年度に予定しておりました事業を1月補正予算並びに今回の3月補正予算で6億1,000万円余を前倒ししておりますので、実質的には前年度より増額した予算となっております。

經常収支比率や実質公債費比率など、財政状況の弾力性や健全性を示す指標は県内市町の中でも上位に位置しており、これからも、事務事業の改善、コスト削減など、徹底した行財政改革を進めながら健全な財政運営に努めてまいります。

その他、予算以外の議案として本定例会に提出しておりますのは、条例の制定が5件、指定管理者の指定が1件、組合規約の変更が1件、人権擁護委員の推薦についての諮問が1件となっております。

以上、町政に対する所信と本定例会に提案する議案等について申し上げましたが、上程の都度詳細にご説明いたしますので、ご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願いいたします。

新たな政権が誕生して3カ月が経過しようとしております。日本再生に向けて積極的な政策が展開されておりますが、国民の視点に立ち、国民の幸せのために国政を進めていただきたいと願っております。私たちの町、永平寺町においても、地域のつながりを大切にして連帯感を深め、真の地方自治を目指したいと考えております。

これからも町民が誇りと将来への希望を持てるよう、永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。議員各位と力を合わせ、どの地域もよくなり町民誰もが幸せを感じることができるまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、健康に十分留意されて、ますますご活躍いただきますよう
ご祈念申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

～日程第3 議案第3号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第4 議案第4号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正
予算について～

～日程第5 議案第5号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につ
いて～

～日程第6 議案第6号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算に
ついて～

～日程第7 議案第7号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正
予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会
計補正予算についてから日程第7、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落
排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題といたします。これに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算につ
いてから日程第7、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会
計補正予算についてまでの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程をいただきました議案第3号、平成2
4年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成24年度永平寺
町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまで一括して提案理由のご説明を
申し上げます。

議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算（第8号）につきまして
ご説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に3億4,418万7,000円を追加
して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,037万7,000円
とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、4ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の翌年度へ繰り越して行う事業につきましては、6ページの第2表、繰越明許費のとおりで、款2総務費の永平寺口駅周辺等整備事業から款10教育費の中学校施設耐震補強等事業まで12事業、9億4,248万9,000円を平成25年度へ繰り越すものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、7ページの第3表、地方債補正のとおりで、臨時財政対策債につきましては4億6,000万円から4億2,200万円とし、合併特例債につきましては5億1,900万円から4億1,900万円にそれぞれ減額するものでございます。

それでは初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費、退職手当組合負担金620万9,000円につきましては、定年退職者の退職手当特別負担金の増額分及び特別負担金の追加分を予算化するものでございます。

目5企画費イントラケーブル添架電柱移設負担金61万7,000円につきましては、一般県道稲津松岡線の道路改良工事に伴いイントラケーブル線の添架移設を行うため、こしの国広域事務組合の負担金の増額分を予算化するものでございます。

目3衆議院選挙最高裁国民審査費186万7,000円の減額につきましては、衆議院選挙及び最高裁国民審査経費が確定いたしましたので、選挙費の減額分を予算化するものでございます。

14ページをお願いいたします。

後段の款3民生費、目3心身障害者福祉費、介護給付費2,844万1,000円につきましては、障害者介護給付費の利用増加による扶助費の増額分を予算化するものでございます。

15ページをお願いいたします。

中段の目4児童福祉施設費、志比幼稚園施設改修工事費47万4,000円につきましては、志比幼稚園の畳部分をフローリングに改修する工事費の増額分を予算化するものでございます。

後段の款4衛生費、目2予防費、医薬材料費71万2,000円につきまして

は、予防接種法の改正に伴い、生ポリオ予防接種から不活化ポリオ接種に変更されたことによるワクチン代の増額分を予算化するものでございます。

16ページをお願いいたします。

款4衛生費、目1し尿処理費、勝山・永平寺衛生管理組合負担金258万7,000円の減額につきましては、勝山・永平寺衛生管理組合において人件費等が減額されたことによる負担金の減額分を予算化するものでございます。

次に、款6農林水産業費、目2農業総務費、ネット柵設置補助金416万4,000円の減額につきましては、ネット柵の設置に当たり実施延長が減となったことにより補助金の減額分を予算化するものでございます。

後段の目4農地費、工事請負費2,540万円につきましては、松岡吉野区、光明寺区の農山漁村活性化プロジェクト支援事業の早期完了のため、国より事業費の増額が認められたことによる事業費の増額分を予算化するものでございます。

17ページをお願いいたします。

同じく目2林業振興費、林道点検診断業務委託料80万円につきましては、林道の防災対策として林道上浄法寺線の林道橋が国の林道点検診断事業の対象となりましたので、委託料を予算化するものでございます。

款8土木費、目2道路橋梁維持費、除雪委託料2,300万円につきましては、本年度の除雪作業に伴う除雪委託料の増額分を予算化するものでございます。

18ページをお願いいたします。

同じく目3道路新設改良費、道路ストック総点検業務委託料3,850万円につきましては、町道の安全を確保するため、道路やトンネルなどの点検に伴う委託料の増額分を予算化するものでございます。

後段の町道牧福島藤巻線歩道整備工事5,042万5,000円につきましては、歩行者が安心して歩行できるよう安全確保と歩道のバリアフリー化のため、歩道整備に伴う工事費の増額分を予算化するものでございます。

同じく志比北地区消雪施設修繕工事7,980万円につきましては、老朽化したポンプ等の影響により冬期間の消雪に支障を来しているため、消雪施設の修繕に伴う工事費の増額分を予算化するものでございます。

後段の目3下水費、下水道事業特別会計繰出金332万4,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計の歳入歳出総額の調整に伴う繰出金の減額分を予算化するものでございます。

19ページをお願いいたします。

目1住宅管理費、町営住宅改修工事1,608万円につきましては、公営住宅の長寿命化計画に基づき、老朽化が進んでいる志比塚団地の外壁等の改修に伴う工事費の増額分を予算化するものでございます。

後段の款10教育費、工事請負費6,372万7,000円につきましては、児童の環境学習を推進するため、松岡小学校、吉野小学校、志比南小学校、志比北小学校、4校の太陽光発電設備の設置に伴う工事費の増額分を予算化するものでございます。

20ページをお願いいたします。

目1保健体育総務費、スポーツ少年団全国大会等出場補助金43万5,000円につきましては、御陵Vスパーク女子チームがミニバスケットボール大会福井県予選会において優勝したことから、3月28日から30日にかけて東京で開催されます全国大会に出場するための補助金の増額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をいたします。

戻りまして、10ページをお願いいたします。

款9地方交付税、普通交付税2億987万3,000円につきましては、平成24年度の普通交付税の交付額が確定しましたので、増額分を予算化するものでございます。

後段の款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金3,700万円につきましては、国の緊急経済対策により行われる補正予算に伴い地方の負担額が大きくなることから、地域の元気臨時交付金が創設されましたので、事業の財源とするため交付金を予算化するものでございます。

目4土木費国庫補助金、地域活力基盤創造交付金8,368万6,000円につきましては、除雪車整備、道路改良、橋梁修繕、道路ストック総点検事業に係る国庫補助金を予算化するものでございます。

11ページをお願いいたします。

款14県支出金、目1総務費県補助金、地域防災力向上支援事業補助金500万円につきましては、平成24年度事業費の防災行政無線整備工事のうち屋外拡声子局3局の整備分について、県補助金の対象となりましたので予算化するものでございます。

12ページをお願いいたします。

目1総務費県委託金、衆議院選挙県委託金176万7,000円の減額につきましては、衆議院選挙及び最高裁判所国民審査経費が確定いたしましたので、県委託金を減額するものでございます。

款16寄附金、ふるさと納税寄附金100万2,000円につきましては、25件のふるさと納税寄附金を予算化するものでございます。

款18繰越金、純繰越金7,596万1,000円につきましては、平成23年度からの純繰越金を予算化するものでございます。

款20町債、臨時財政対策債3,800万円の減額につきましては、臨時財政対策債の発行額が確定いたしましたので、減額分を予算化するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算（第8号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に6,837万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,194万6,000円をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、26ページから27ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

款2保険給付費、目2退職被保険者等療養給付費4,533万6,000円につきましては、退職被保険者等療養給付費の増額分を予算化するものでございます。

32ページをお願いいたします。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金825万7,000円につきましては、後期高齢者支援金の額の確定に伴う増額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をいたします。

29ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、目1療養給付費等負担金474万4,000円につきましては、一般高額療養費、後期高齢者支援金及び介護納付金の増に伴う増額分を予算化するものでございます。

後段の款6療養給付費交付金5,329万円につきましては、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費の増額分を予算化するものでございます。

30ページをお願いいたします。

款7前期高齢者交付金1,606万8,000円につきましては、前期高齢者交付金の額の確定に伴う増額分を予算化するものでございます。

款10繰越金741万8,000円につきましては、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に1,061万8,000円（介護保険勘定）を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,484万6,000円（介護保険勘定17億2,484万6,000円）をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、36ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

39ページをお願いいたします。

款2保険給付費、目3地域密着型介護サービス給付費1,131万9,000円につきましては、地域密着型介護サービス給付費の実績見込みより増額分を予算化するものでございます。

同じく目9居宅介護サービス計画給付費212万9,000円につきましては、居宅介護サービス計画給付費の実績見込みにより増額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をいたしま

す。

戻りまして、38ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、目1介護給付費負担金268万8,000円につきましては、介護給付費の給付費の増に伴う国庫負担金の増額分を予算化するものでございます。

中段の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金389万9,000円につきましては、介護給付費の給付費の増に伴います交付金の増額分を予算化するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第5号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の42ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に42万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,373万3,000円をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、43ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

46ページをお願いいたします。

款1総務費、受益者負担金前納報奨金39万7,000円につきましては、受益者負担金前納報奨金の額が確定いたしましたので、報奨金の増額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入についてご説明をいたします。

戻りまして、45ページをお願いいたします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金332万4,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計歳入歳出総額の調整に伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。

後段の款5繰越金374万8,000円につきましては、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第6号、平成24年度永平寺町下水道事業特

別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に95万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,628万4,000円をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、50ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

53ページをお願いいたします。

款2農業集落排水事業費、下水道施設監視ケーブル移設工事95万6,000円につきましては、上志比地区野中地係で施工いたしております機能補償道路建設工事に伴う上志比西部地区農業集落排水監視ケーブルの敷設工事費の増額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものについてご説明をいたします。

52ページをお願いいたします。

款3繰入金、目1一般会計繰入金240万2,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計歳入歳出総額の調整に伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。

款4繰越金280万4,000円につきましては、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

後段の款5諸収入、下水道施設監視ケーブル移設工事補償金55万4,000円につきましては、上志比地区野中地係で施工いたしております機能補償道路建設工事に伴う上志比西部地区農業集落排水監視ケーブル移設受託工事に対する県補償金を予算化するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

以上、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご決議いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原田君。

○6番（原田武紀君） 6ページの繰越明許費なんですけれども、ここに掲げてあるのを全部足しますと、たしか前段の説明では8億3,248万9,000円と説明されて、今は何か9億幾らと言われたみたいな気がしたんで、ちょっと

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま申し上げましたとおり、12事業で9億4,248万9,000円でございます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第3、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を、会議規則第39条第1項により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審議をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

25分まで休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第8 議案第8号 平成25年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第9 議案第9号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算

について～

～日程第10 議案第10号 平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第11 議案第11号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第12 議案第12号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第13 議案第13号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第14 議案第14号 平成25年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第8、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてから日程第14、議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてから日程第14、議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算についてまで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、平成25年度の予算編成につきましては、第2次行政改革大綱と総合振興計画を踏まえまして、基本計画に掲げられた重点施策を着実に推進するほか、中期財政計画で示した平成25年度以降の主な建設事業など、限られた財源の中で最大の行政効果が上がるよう、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上につながる予算編成としております。

永平寺町を取り巻く情勢は年々多様化しており、引き続き町民の生活を守り調和のとれた魅力と活力のあるまちづくりを進めていくため、既存政策の充実と新

たに暮らしの質の高めるまちづくりを進めており、平成25年度の予算編成では「元気・活力 未来につなぐ暮らし向上予算」と位置づけをしたところでございます。このような考え方のもと、これまで道路網の整備、個性と能力を伸ばす教育力の向上政策、子育て家庭や未来の子ども応援の充実、地域が主体となり取り組む元気づくりへの支援、地域福祉の充実、誘客を目指した観光振興、防災行政無線整備と自主防災組織による消防防災力の強化、若い世代が住みたくなるまち、定住促進、地域の独自性のある環境政策を推進しているところでございます。

新年度においては、さらにこれらの政策を充実させ、住みやすさを実感できる暮らしの質を高める幸福度の高い本町の魅力を増すため、永平寺の魅力向上に取り組む予算編成を行ったところでございます。その結果、平成25年度当初予算では、主な政策といたしまして51件の新規事業、17件の拡充事業に重点配分を行ったところでございます。

それでは、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてご説明をいたします。

平成25年度永平寺町一般会計予算書をご参照願います。

1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億2,590万円とお願いするもので、前年度と比較して3億2,660万円の減、率にして3.7%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、7ページの第2表、債務負担行為によるものでございます。

第3条の地方債につきましては、8ページの第3表、地方債によるところでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借入額の最高額は5億円と定めております。

それでは、9ページ、10ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、9ページの歳入につきましてご説明をいたします。あわせて、11ページから27ページの歳入をご参照していただきたいと思っております。

款1町税につきましては19億4,383万2,000円で、前年度と比較し

て4,716万6,000円の増、率にして2.5%の増となっております。要因といたしまして、個人町民税は、実績見込み及び扶養控除の改正により8億3,414万円を見込み、前年度と比較いたしまして3,164万円の増、率にして3.9%の増となっております。法人町民税は、実績見込みにより8,966万1,000円を見込み、前年度と比較して1,540万円の減、率にして14.7%の減となっております。そのほか、固定資産税につきましては8億6,340万円で、前年度と比較して1,810万円の減、たばこ税につきましては1億1,520万円で、前年度と比較して840万円の増が主な要因となっております。

次に、款9地方交付税につきましては36億4,000万円を見込み、前年度と比較して2,300万円の減、率にして0.6%の減となっており、歳入総額の43.2%を占めております。要因としては、普通交付税につきましては、国の地方財政対策に基づく制度改正の見直しにより2,300万円減の32億円と見込み、特別交付税につきましては、前年度と同額の4億4,000万円を見込んでおります。

次に、款13国庫支出金につきましては5億4,452万1,000円で、前年度と比較して1億568万2,000円の減、率にして16.3%の減となっております。国庫支出の主なものといたしましては、社会福祉負担金、児童手当負担金及び土木費国庫補助金などがございます。減額と要因といたしまして、上志比地区の歩道整備工事、永平寺志比北地区の消雪施設修繕工事など道路整備事業を平成24年度で対応するなど、早期に事業を進めたことによる国庫補助金の減が主な要因となっております。

次に、款14県支出金につきましては4億5,377万5,000円で、前年度と比較して1億1,509万9,000円の減、率にして20.2%の減となっております。県支出金の主なものといたしましては、社会福祉費負担金、保険基盤安定負担金及び児童手当県負担金、農業費補助金などがございます。減額の要因といたしまして、おいしい福井米づくり事業の完了に伴う県補助金5,984万6,000円の還元及び松岡吉野区、光明寺地区で実施しております農山漁村活性化プロジェクト支援事業が平成25年度で完了することから、県補助金の減が主な要因となっております。

次に、款17繰入金につきましては3億3,958万6,000円で、前年度と比較して2,696万5,000円の増、率にして8.6%の増となっております。

ます。繰入金の主なものといたしまして、財政調整基金からの繰入金につきましては、前年度と比較して2,800万円の増の2億9,800万円といたしております。また、まちづくり基金繰入金1,214万7,000円につきましては、ふるさと納税などの基金を活用して、小中学校の学校図書購入費及び校外学習バス借上代などに充当するものでございます。

次に、款20町債につきましては7億1,900万円で、前年度と比較して1億7,200万円の減、率にして19.3%の減となっております。町債の主なものといたしまして、交付税の代替財源であります臨時財政対策債につきましては、前年度と同額の4億6,000万円を見込んでおります。減額の要因といたしましては、財政の健全化並びに起債対象事業費の減に伴う合併特例債の減が主な要因でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、10ページの歳出につきましてご説明をいたします。あわせて、先般お配りいたしました平成25年度当初予算における主な政策もあわせてご参照していただきたいと思っております。

説明につきましては、新規事業及び拡充事業など、主なものについてご説明をさせていただきます。

款1議会費につきましては9,815万4,000円で、前年度と比較いたしまして421万1,000円の減、率にして4.19%の減となっております。減額の要因といたしましては、共済負担率の減による議員共済組合負担金の減が主な要因となっております。

次に、款2総務費につきましては13億8,052万3,000円で、前年度と比較して549万3,000円の増、率にして0.4%の増となっております。前年度とほぼ同額の予算といたしております。

主な事業でございますが、防災行政無線整備と自主防災組織による消防防災力の強化につきましては、継続事業といたしまして、防災行政無線整備工事などに5,609万1,000円を計上し、新規事業として、自主防災組織連絡協議会の活動費、資機材整備補助金として512万円を計上いたしております。

同じく新規事業として、本庁舎の耐震補強工事に5,047万6,000円を計上し、災害活動の防災拠点に指定されております本庁舎の耐震補強工事を行うことで防災に強いまちづくりを推進するものでございます。また、本庁舎耐震補強関連工事といたしまして1,260万4,000円を計上し、本庁舎の耐震工

事にあわせて、老朽化した空調設備及びエレベーターを整備するものでございます。

次に、誘客を目指した観光振興につきましては、拡充事業といたしまして、ふるさと創造プロジェクト事業の実施計画策定に623万5,000円を計上し、旧松岡藩の歴史、伝統、文化に根差した地域の活動や地域資源を活用し、住民同士の交流を通して地域の活性化、観光の誘客及び地域の魅力を全国に発信したいと考えております。また、継続事業といたしまして、永平寺線跡地遊歩道整備工事に2,576万円、永平寺口駅周辺整備工事に7,604万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、若い世代が住みたくなるまち、定住促進につきましては、新規事業として、永平寺町PR事業に115万5,000円を計上し、県内の民放2社に永平寺町のPRコマーシャルを放映することにより、子育て支援、教育力の向上など、政策及びまちづくり事業を町内外にアピールし、永平寺町の定住促進を推進するものでございます。また、継続事業といたしまして、定住促進支援事業に342万円を計上いたしております。

そのほか、新規事業といたしまして、平成26年度から電子入札システムを共同利用するため、福井県電子入札システム共同利用に280万7,000円を計上し、入札の透明性の確保、競争性の向上、コスト縮減、入札事務の効率化を図りたいと考えております。

同じく新規事業として、公開型GIS事業、地理情報管理システムに273万円を計上し、総合地理情報システム（GIS）により、関係課が所有するデジタル地理空間情報を全庁的に活用できる地理情報管理システム導入を行うものでございます。

次に、款3民生費につきましては24億2,750万6,000円、前年度と比較して1億4,455万4,000円の減、率にして5.6%の減となっております。減額の要因といたしましては、現在整備を進めております健康福祉施設整備費の減が主な要因となっております。

主な事業でございますが、地域が主体となり取り組む元気づくりへの支援につきましては、新規事業といたしまして、自立支援育成医療給付事業に170万5,000円を計上し、18歳に達するまで、身体、知的、精神に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療費を支援するものでございます。

同じく拡充事業といたしまして、配食サービス事業に658万3,000円を

計上し、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯へ民生委員が安否確認を兼ねて食事を提供するため、松岡地区及び永平寺地区の配食サービス回数を週1回から週2回にふやすものでございます。

次に、子育て家庭や未来の子ども応援の充実につきましては、新規事業として、上志比幼稚園の屋上防水工事に283万4,000円を計上し、園児が快適に過ごせるよう整備をするものでございます。

次に、款4衛生費につきましては5億2,113万7,000円、前年度と比較して2,562万4,000円の増、率にして5.2%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、塵芥処理施設負担金の増に伴う福井坂井地区広域圏事務組合負担金の増が主な要因となっております。

主な事業でございますが、地域が主体となり取り組む元気づくりへの支援につきましては、新規事業として、未熟児養育医療給付事業に300万4,000円を計上し、入院を必要とする1歳に満たない未熟児に対し、指定養育医療機関において入院に係る医療費の給付を行うものでございます。

次に、地域の独自性のある環境政策につきましては、新規事業といたしまして、環境基本計画改定事業に29万円を計上し、平成20年3月に策定いたしました永平寺町環境基本計画の施策を点検、改定し、本町が進める環境保全の方向を示したいと考えております。

また、継続事業といたしまして、住宅用太陽光発電等設備導入補助金に216万円を計上いたしております。

次に、款5労働費につきましては4,217万3,000円、前年度と比較して26万5,000円の減、率にして0.6%の減となっております。主な事業といたしましては、シルバー人材センターへの助成及び勤労者生活安定融資資金の貸し付けなど、前年度とほぼ同額予算といたしております。

次に、款6農林水産業費につきましては5億502万1,000円、前年度と比較して1億4,659万7,000円の減、率にして22.2%の減となっております。減額の要因といたしましては、おいしい福井米づくり事業の完了に伴う補助金の還元及び農山漁村活性化プロジェクト支援事業の減が主な要因となっております。

次に、主な事業でございますが、農業の振興につきましては、永平寺町農業振興地域整備計画策定に451万5,000円を計上し、旧町村ごとの農業振興地域整備計画を一つに統合し、今後10年の農業地と保全と高度利用、状況別土地

利用、農業振興を図るため、都市計画マスタープランと整合性を図り計画を策定するものでございます。

同じく新規事業として、農地集積協力金補助事業に190万円を計上し、高齢化等により農業の離農及び土地利用型農業から経営転換し、地域の経営体の農地集積を加速させるため協力金を交付するものでございます。

また、継続事業といたしまして、農山漁村活性化プロジェクト支援事業に1,430万8,000円、有害鳥獣対策ネット柵設置補助に600万円、産業フェア、ふるさと物産市の開催に伴う支援として永平寺農商工ブランド発信協議会の補助金として568万7,000円、園芸産地総合支援事業補助に1,143万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、款7商工費につきましては1億5,723万5,000円、前年度と比較して3万2,000円の減、率にして0.02%の減となっております。要因といたしまして、観光誘客映像作成事業の完了による減が主な要因となっております。

主な事業でございますが、誘客を目指した観光振興につきましては、新規事業といたしまして、永平寺門前周辺まちなみ魅力アップ事業の計画策定に150万円を計上し、平成26年度の北陸新幹線の金沢駅開業に伴う観光誘客を促進することを目指し、大本山永平寺門前周辺の魅力をさらに向上推進したいと考えております。

次に、商工業の振興につきましては、新規事業といたしまして、東京ビジネス・サミット出展事業に75万円を計上し、永平寺町の魅力やブランド力を向上させ全国に向けて販路を拡大、展開させるため、町の知名度アップや商工業の活性化を図るため企業活動を支援するものでございます。また、継続事業といたしまして、チャレンジ企業支援補助に100万円を計上いたしております。

次に、款8土木費につきましては10億319万8,000円、前年度と比較して8,638万7,000円の減、率にして7.9%の減となっております。減額の要因といたしましては、歩道整備工事、消雪施設修繕工事など道路整備事業を平成24年度予算で対応するなど、早期に事業を進めたことによる工事請負費の減が主な要因となっております。

主な事業でございますが、防災体制の強化につきまして、新規事業として、急傾斜地崩壊対策事業に1,000万円、通常砂防事業に500万円をそれぞれ計上し、崖崩れや土石流災害から住民の生命、財産を守る安全な生活環境の向上を

図るものでございます。

同じく拡充事業といたしまして、河川維持補修工事に1,700万円を計上し、河川の護岸の整備など水害に強いまちづくりを目指すものでございます。

次に、拡充、継続事業といたしまして、松岡公園整備事業に3,400万円を計上し、跡土地の活用や多くの町民が自然と親しむことのできる憩いの空間を整備するものでございます。

次に、款9消防費につきましては3億9,511万2,000円、前年度と比較して1,314万円の増、率にして3.4%の増となっております。増額の要因といたしましては、消防庁舎の統合整備に伴う実施設計委託料などの増が主な要因となっております。

次に、主な事業でございますが、防災行政無線整備と自主防災組織による消防防災力の強化につきましては、新規事業といたしまして、消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター総合整備事業に1,016万円を計上し、平成26年6月からの消防救急デジタル化移行に合わせ、高機能指令センターを一体化して整備するための調査設計を行うものでございます。

同じく新規事業として、消防庁舎統合整備事業に1,966万2,000円を計上し、住民が安心して暮らせるまちづくりと消防の一元化を図るため、消防庁舎の実施設計を行うものでございます。

次に、款10教育費につきましては9億8,764万7,000円、前年度と比較して9,227万6,000円の増、率にして10.3%の増となっております。増額の要因といたしましては、県内で初めての取り組みとなります学校給食の無償化など、教育環境の整備に伴う事業費の増が主な要因となっております。

主な事業でございますが、個性と能力を伸ばす教育力の向上政策については、新規事業として、学校給食無償化事業に8,800万円を計上し、充実した子育て支援及び教育環境と子育て世代への経済的負担の軽減や住みやすさを実感できる環境とするため、県内では初めてとなる小学校から中学校までの学校給食の無償化を行い、少子化対策、定住促進につなげてまいりたいと考えております。

同じく新規事業といたしまして、松岡中学校（仮称）第2体育館、武道場の測量、地質調査し、設計業務委託料に1,476万8,000円を計上し、本年度から中学校の体育授業で武道、本校は柔道でございますが、必須科目となったことや男女の剣道部の部活動など、スポーツ活動に支障を来しております。また、平成30年に福井で開催される福井国体の少年女子バスケットボールの競技会場

として決定されており、練習会場として配慮を求められていることもあり、武道場を建設することによりスポーツの能力を伸ばすなど、教育環境の向上につなげてまいりたいと考えております。

同じく新規事業として、登校支援員配置事業に219万2,000円を計上し、不登校解消のため、松岡中学校、永平寺中学校に各1名ずつ登校支援員を配置するものでございます。

同じく新規事業といたしまして、みんなの学校・さわやか交流事業に70万円を計上し、小学校の学校間の交流を行うことにより児童の集団活動に生かすとともに、認識を高めてまいりたいと考えております。

また、拡充、継続事業といたしまして、図書購入費に754万円を計上し、読書人口を拡大するとともに、さらに教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、款11公債につきましては9億519万4,000円、前年度と比較して8,108万7,000円の減、率にして8.2%の減となっております。減額の要因といたしましては、地方債元金償還金及び地方債利子償還金の減が主な要因となっており、さらに財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計に係る予算につきましてご説明をいたします。

平成25年度永平寺町特別会計予算書及び永平寺町企業会計予算書をご参照願います。

特別会計5つの事業会計の予算総額は45億7,852万円、前年度と比較して4,435万円の増、率にして1.0%の増となっております。

初めに、議案第9号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,245万4,000円とお願いするもので、前年度と比較して1,846万円の増、率にして1.0%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入額の最高額は1億円と定めておりま

す。

それでは、6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、6ページの歳入についてご説明をいたします。

款1国民健康保険税につきましては3億5,011万円で、前年度と比較して635万円の減、率にして1.8%の減となっております。減額の要因といたしましては、医療給付費分の減が主な要因でございます。

次に、款3国庫支出金につきましては3億1,388万9,000円で、前年度と比較して5,519万9,000円の減、率にして15.0%の減となっております。要因といたしましては、現年度分療養給付費の減が主な要因でございます。

次に、款4県支出金につきましては7,821万1,000円で、前年度と比較して808万1,000円の増、率にして15.0%の増となっております。要因といたしましては、県財政調整交付金の増が主な要因でございます。

次に、款5共同事業交付金につきましては2億252万6,000円で、前年度と比較して1,988万8,000円の増、率にして10.9%の増となっております。要因といたしましては、保険財政共同安定化事業交付金の増が主な要因でございます。

次に、款6療養給付費交付金につきましては1億9,983万7,000円で、前年度と比較して4,139万2,000円の増、率にして26.1%の増となっております。要因といたしましては、退職被保険者等療養給付費交付金の増が主な要因となっております。

次に、款7前期高齢者交付金につきましては5億2,761万8,000円で、前年度と比較して7,653万8,000円の増、率にして17.0%の増となっております。要因といたしましては、前期高齢者交付金の増が主な要因でございます。

次に、款9繰入金につきましては1億708万7,000円で、前年度と比較して6,490万1,000円の減、率にして37.7%の減となっております。要因といたしましては、保険基盤安定繰入金及び国民健康保険基金繰入金の減が主な要因となっております。

続きまして、7ページの歳出につきましてご説明をいたします。

款2保険給付費につきましては12億7,197万2,000円で、前年度と

比較して1, 22万8,000円の増、率にして1.4%の増となっております。主なものとして、一般被保険者療養給付費9億2,020万5,000円、退職被保険者療養給付費1億7,679万1,000円、一般被保険者高額療養費1億2,325万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、款3後期高齢者支援金等につきましては2億269万1,000円で、前年度と比較して705万6,000円の増、率にして3.6%の増となっております。主なものとして、後期高齢者支援金2億267万5,000円を計上いたしております。

次に、款6共同事業拠出金につきましては1億7,785万6,000円で、前年度と比較して194万6,000円の減、率にして1.1%の減となっております。主なものとして、保険財政共同安定化事業拠出金1億3,922万4,000円を計上いたしております。

次に、款7保健事業につきましては、人間ドック委託料800万円など2,529万5,000円を計上いたしております。

次に、款10介護納付金につきましては8,777万5,000円を計上いたしております。

以上、議案第9号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,770万2,000円とお願いするもので、前年度と比較して121万5,000円の減、率にして0.6%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、歳入についてご説明をいたします。

款1後期高齢者医療保険料につきましては1億3,894万円で、前年度と比

較して237万1,000円の減、率にして1.7%の減となっております。要因といたしましては、現年度分特別徴収保険料の減が主な要因となっております。

次に、款3繰入金につきましては4,672万6,000円で、主なものとして保険基盤安定繰入金4,519万4,000円を繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億8,413万5,000円で、前年度と比較して150万7,000円の減、率にして0.8%の減となっております。

以上、議案第10号、平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ介護保険勘定16億9,674万6,000円とお願いするもので、前年度と比較して2,303万2,000円の増、率にして1.4%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、歳入についてご説明をいたします。

款1保険料につきましては3億4,717万7,000円で、前年度と比較して1,137万8,000円の増、率にして3.4%の増となっております。要因といたしましては、現年度分特別徴収保険料の増が主な要因でございます。

次に、款3国庫支出金につきましては3億8,040万8,000円で、前年度と比較して712万円の増、率にして1.9%の増となっております。要因といたしましては、現年度分国庫負担金及び現年度分調整交付金の増が主な要因でございます。

次に、款4支払基金交付金につきましては4億7,395万6,000円で、

前年度と比較して765万6,000円の増、率にして1.6%の増となっております。増額の要因としては、現年度分介護給付費交付金の増が主な要因でございます。

次に、款5県支出金につきましては2億5,124万9,000円で、前年度と比較して690万6,000円の減、率にして2.7%の減となっております。要因といたしましては、財政安定化基金支出金の減が主なものでございます。

次に、款7繰入金につきましては2億4,394万9,000円で、前年度と比較して378万4,000円の増、率にして1.6%の増となっております。増額の要因といたしましては、現年度分一般会計繰入金の増が主な要因でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

款2保険給付費につきましては16億1,445万9,000円で、前年度と比較して2,405万9,000円の増、率にして1.5%の増となっております。要因といたしましては、介護施設サービス給付費の増が主な要因でございます。

次に、款6地域支援事業費につきましては3,795万9,000円で、前年度と比較して491万2,000円の増、率にして14.9%の増となっております。要因といたしましては、永平寺町社会福祉協議会、地域包括支援センターへの委託料の増が主な要因でございます。

以上、議案第11号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,491万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して763万1,000円の増、率にして1.1%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入額の最高額は5,000万円と定めております。

それでは、3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたし

ます。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

款2使用料及び手数料につきましては1億9,554万円で、前年度と比較して588万4,000円の減となっております。要因といたしましては、志比処理区及び中央処理区の下水道使用料の減が主な要因でございます。

次に、款4繰入金につきましては4億9,695万8,000円で、前年度と比較して1,407万9,000円の増で、率にして2.9%の増となっております。要因といたしましては、償還金の増による一般会計からの繰入金の増が主な要因でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

款2下水道事業債につきましては2億1,152万4,000円で、前年度と比較して1,155万1,000円の増、率にして5.5%の増でございます。主なものとして、下水道処理委託料7,920万2,000円、下水道運転管理業務委託料3,459万3,000円、公共マス設置工事費及び町道舗装本復旧工事などの工事請負費に1,573万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、款3公債費につきましては4億6,324万6,000円で、前年度と比較いたしまして327万9,000円の減、率にして0.7%の減となっております。主なものといたしまして、下水道事業債の元金及び利子に償還金を計上いたしております。

以上、議案第12号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,670万1,000円とお願いするもので、前年度と比較して355万8,000円の減、率にして1.6%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたし

ます。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

款3 使用料及び手数料につきましては5,364万2,000円で、前年度と比較して293万6,000円の増、率にして5.8%の増となっております。要因といたしましては、料金の改正に伴う上志比地区農業集落排水使用料の増が主な要因でございます。

次に、款3 繰入金につきましては1億5,264万7,000円で、前年度と比較して675万4,000円の減、率にして4.2%の減となっております。要因といたしましては、予算計上の職員の見直しによる人件費の減及び維持管理、修繕費等の減により一般会計からの繰入金が減となっております。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

款2 農業集落排水事業につきましては7,496万6,000円で、前年度と比較して766万円の増、率にして11.4%の増となっております。主なものといたしまして、松岡地区農業集落排水維持管理費に993万8,000円、上志比地区農業集落排水維持管理費に4,532万4,000円をそれぞれ計上いたしております。建設費につきましては、公共マス設置工事費に105万円、中部縦貫自動車道建設に係る補償工事として、吉野地区污水管路本設工事費に1,796万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、款3 公債費につきましては1億2,806万4,000円で、前年度と比較して1,000円の増となっております。主なものとして、農業集落排水事業債の元金及び利子の償還金を計上いたしております。

以上、議案第13号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第3条のとおり、収益的収入は3億1,488万3,000円に、収益的支出は3億974万2,000円にそれぞれお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条において、資本的収入は8,918万円に、資本的支出は2億4,435万9,000円にそれぞれお願いするものでございます。

収益的支出と資本的支出を合わせました予算総額は5億5,410万1,000

0円となり、前年度と比較して4,631万6,000円の増、率にして9.1%の増となっております。

第5条、企業債につきましては、2ページの掲載のとおりでございます。

第6条、一時借入金につきましては、一時借入金の限度額は5,000万円と定めております。

5ページをお願いいたします。

収益的収入の主なものにつきましてご説明をいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益2億8,080万円につきましては、給水戸数7,089戸分の水道使用料で、前年度と比較して488万1,000円の収入の減となっております。

次に、収益的支出の主なものについてご説明をいたします。

款1水道事業費用、項1営業収益、原水及び浄水費に4,205万円、配水及び給水費に2,282万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、同じく項2営業外収益、支払利息に4,521万5,000円で企業債利子の償還金を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。

資本的収入の主なものにつきましてご説明をいたします。

款1資本的収入、項1他会計負担金4,382万8,000円につきましては、旧簡易水道事業債、元金償還分負担金の永平寺地区、上志比地区分を計上いたしております。

次に、項1企業債3,600万円につきましては、松岡上吉野地区配水池建設工事に伴う水道事業債を計上いたしております。

次に、資本的支出の主なものにつきましてご説明をいたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、配水設備改良費5,121万1,000円につきましては、松岡上吉野地区の配水池建設工事費及び中部縦貫自動車道、県道整備に伴う配水管移設工事費などを計上させていただきました。

次に、同じく項2企業債償還金1億4,218万3,000円につきましては、企業債元金償還金を計上させていただきました。

以上、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算についてまで提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元君。

○3番（金元直栄君） 当初予算の中で、国は本年度、地方交付税を減らすということをおっしゃっています。それをどこで補うかということでは、税収がふえるからということをおっしゃっているように思うんですね。職員給与の云々というのはちょっと別に置いてそういうことを口実にしているようですが、予算を見ましても税収は、確かに個人町民税、法人税は減ってますけれども、固定資産税でもかなりふえていると。その税収がふえる要因というのはどこにあるのかということ。

あと、地方交付税を減らすということでの影響というのは出てくるのかだけ、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず、地方税でございますが、2.5%の増の19億4,383万円を見込んでおまして、そのうちで個人町民税でございますけれども、扶養控除の廃止、また扶養控除の改正によりまして増減を見込んでおります。また、固定資産税につきましては、家屋の固定資産税の増によりましてそれを見込んでおります。あと、たばこ税などの実績見込みを見込んでおります。

それと、地方交付税の減につきましては、これは地方財政計画の制度改正の見直しということで、今年度は2,000万円ほどの減を見込んでおります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 当初予算の提案の段階での質問ですからあんまりよくわからないところもありますので、これから勉強して、予算特別委員会にもし付託されれば、そこで十分論議していきたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

原田君。

○6番（原田武紀君） これ予算が編成をして 去年いただいておって、こ
としは、私の全協でいただいたのかなと思ってずっとまくり見てるんですけどないんで、もらってたらごめんなさいですけども、もらってなかったらひとつ予算の編成方針、後でお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 予算編成方針につきましては12月の議会でお示し
していると思います。ご確認をいただきたいと思います。

○6番（原田武紀君） はい、わかりました。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第8、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてから日程
第14、議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算についてまで
の7件を、会議規則第39条第1項により、予算決算常任委員会に付託したいと
思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員
会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を
議長に提出くださいますようお願いいたします。

ここでお諮りしますが、延長してもいいですか。

○ 番（ 君） 延長って 。

○議長（伊藤博夫君） うん。延長って、このまま日程17から日程23までやりま
すか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） なら続けるということで。

～日程第15 議案第15号 永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制
定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、議案第15号、永平寺町新型インフルエ
ンザ等対策本部条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第15号について説明をいたします。

議案書61ページからとなっております。

新型インフルエンザ及び全国的に蔓延する可能性のある新感染症に対する強化
を図り、国民生活に及ぼす影響を最小にするため、国は新型インフルエンザ等対

策特別措置法を制定いたしました。本条例は、この法律の規定に基づき制定するものであります。

第1条では条例の設置目的を、第2条では対策本部の組織について、第3条では対策本部の会議の招集について、第4条においては対策本部に部を置くこと、第5条では対策本部の詳細について別に定めるといったことを規定しているところでございます。

なお、この条例の施行につきましては、法律の施行に合わせて施行することとなっております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第15、議案第15号、永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第16 議案第16号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について～

～日程第17 議案第17号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第16、議案第16号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと日程第17、議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての2件

を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第16号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと日程第17、議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(長谷川斉男君) ただいま上程いただきました議案第16号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきまして提案理由の説明をいたします。

条文は、議案書の63ページから143ページに記載してございます。

この条例の制定は、平成23年に、地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法が改正されました。これに伴い、これまで国の法律や厚生労働省で全国一律に定められていた地域指定密着型介護サービス事業所の事業者の基本方針等のほか、人員基準、設備基準、運営基準について、町で定めることとされました。これを受けまして、町として新たにこれらの基準について条例を制定することによるものでございます。

制定内容は、総則のほか、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスそれぞれにおける事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

この条例の施行日は、平成25年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定につきまして提案

理由の説明をいたします。

条文は、議案書の144ページから178ページに記載してございます。

この条例の制定は、平成23年に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法が改正されました。これに伴い、これまで国の法律や厚生労働省で全国一律に定められていた地域指定密着型介護サービス事業者の基本方針等のほか、人員基準、設備基準、運営基準、介護予防の効果的支援方法について、町で定めることとされました。これを受けまして、町として新たにこれらの基準について条例を制定することによるものです。

制定内容は、総則のほか、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護それぞれにおける事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものです。

この条例の施行日は、平成25年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが、上程案の説明を終わります。

ご審議いただき、ご決議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第16、議案第16号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと日程第17、議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての2件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員

会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第18 議案第18号 永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第18、議案第18号、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第18号、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の179ページから194ページに記載されております。

今回の条例の制定する目的でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、今後整備される町道に対しまして、道路構造令、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定める基準をそれぞれ参酌して地方公共団体の条例で定めることになったため、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の新規制定をお願いするものでございます。

1条では条例の趣旨をご説明させております。2条では用語の定義、第3条から第44条では道路構造令の内容を定めております。第45条では道路標識の寸法を規則に委任し、第46条では移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を規則に委任しております。第47条ではその他道路の構造の技術的基準を規則に委任しております。

なお、本条例施行期日につきましては、平成25年4月1日からとさせていただきます。ただし、工事中の道路については適用いたしません。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第18、議案第18号、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第19 議案第19号 永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第19、議案第19号、永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第19号、永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の195ページから203ページに記載されております。

今回の条例の制定する目的でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、都市公園の設置基準を都市公園法施行令、同じく公園施設の設置基準を都市公園法施行令、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で定める基準をそれぞれの基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることになったため、永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の新規制定をお願いするものであります。

第1条では条例の趣旨をご説明させていただいております。第2条では公園施設の種類を定義しております。第3条から第5条では都市公園の設置基準を定め、第6条から第8条では公園施設の設置基準を定めております。また、第9条から第21条までは移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準を定めてお

ります。

本条例施行期日につきましては、平成25年4月1日からとさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第19、議案第19号、永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第20 議案第20号 指定管理者の指定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第20、議案第20号、指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） ただいま上程いただきました議案第20号、永平寺町健康福祉施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案書の204ページをお開きください。

永平寺町健康福祉施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者の指定について議会の議決を求めますのでございます。

指定管理者の説明といたしまして、1番、指定管理者に管理を行わせる施設、永平寺町健康福祉施設。2番、指定管理者に指定する団体、（1）所在地、福井県福井市三尾野町第29号2番地の12、（2）名称、株式会社ユーワ、（3）代表者、代表取締役、嶋崎祐一。3、指定する期間、開設の日から平成35年3

月31日まで。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これにより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第20、議案第20号、指定管理者の指定についての件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第21 議案第21号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第21、議案第21号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第21号について説明をいたします。

議案書205ページでございます。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の議会議員の定数を改めることについて同組合から協議を求められておりますので、議決をお願いするものであります。

内容につきましては、組合議員の定数総数を「23人」から「20人」に、内訳として、福井市の議員を「8人」から「5人」に改めるものであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第21、議案第21号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第22 請願第1号 「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書」提出に関する請願書について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第22、請願第1号、「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書」提出に関する請願書についての件を議題といたします。

本請願はお手元に配付してありますので、請願文書表のとおり総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第23 陳情第1号 TPP交渉参加への断固阻止に関する要請～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第23、陳情第1号、TPP交渉参加への断固阻止に関する要請についての件を議題といたします。

本陳情は、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中

に審査の結果を議長に提出くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

(午後 0時 分 休憩)

(午後 0時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日27日から3月3日までを休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日27日から3月3日までを休会といたします。

4日は定刻より本会議を開会したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 0時36分 散会)